

女性活躍応援塾事業に係る地域塾運営事業 Q&A

令和3年4月16日現在

<応募対象者について>

	質問内容	回答
1	府内に事業所等がない事業者は応募対象になるか。	府内に事業所等がない場合でも、事業実施地域を府内することを条件に応募対象者とします。
2	複数企業による連携組織の場合、申請者は誰になるか。	構成員の中で本事業における代表組織を決めていただき、代表組織を申請者（府内事業者に限る）として申請してください。また、連携組織を構成する全ての企業について、実施計画書内にその概要を列記してください。

<対象となる取組について>

1	1回における地域塾の時間制限はあるか。	ありません。事業計画に沿い、必要な時間を確保してください。
2	令和4年度以降も必ず継続する必要があるか。	事業を一過性に終わらせず、次年度以降も自立的、継続的な展開を図ることができる内容かどうかを審査します。そのため、次年度以降も何らかの形で継続して事業に取り組んでいただくことが必要となります。

<事業期間について>

1	令和4年3月31日までに事業完了できない見込みだがどうか。	年度内に委託費を支払う必要があるため、3月31日までに完了しない事業は委託の対象となりません。また、応募申請書提出後、3月31日までに事業を完了できない可能性が生じたときは、速やかに府の担当者までご連絡ください。
2	地域塾の開催を令和3年8月～令和4年3月の間に4回以上とあるが開催時期の目安はあるか。	開催時期の目安はありません。各々の事業計画に沿った時期に開催してください。

<事業費について>

1	事業費に下限はあるか。	下限は設けていません。
2	委託費の支払時期はいつ頃になるか。前金払はできるか。	原則として、地域塾終了後に精算払としますが、事業遂行上、特に必要と認められる場合には、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払を行います。

<その他>

1	事業における新規参加者の基準はあるか。	申請書に記載の所属団体以外のメンバーであれば、新規参加者と見なします。
2	全体塾への参加が厳しい場合はどうすればよいか。	全体塾はオンラインで開催し、後日視聴できるよう共有します。ご都合に合わせて、視聴ください。

※その他ご不明な点があれば、京都府男女共同参画課（075-744-6700）にお問い合わせください。